

東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業 募集要項等に関する質問に対する一部繰り上げ回答

NO	資料名	ページ ・図番	行目	項目	質問の内容	回答
1	募集要項	4	6	③対象施設の施工監理に関する業務	警備業務を予定している立場でお尋ねします。機械警備業者は、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い、即応体制を整備する義務が課せられており（警備業法第11条の7）、そのためには、警備を担当する業者の仕様による警備業務用機械設備を対象施設に設置し、機械設備に障害が発生した場合でも即時に復旧させる体制を整えておく必要があります。また、セキュリティシステムは警備用機械設備と配線の内容を厳重に秘匿することによって初めてシステムの堅牢性が保持されるという性格を有しており、設計内容を公開する一般競争入札にはなじみません。これらの点から、警備業務の遂行のための機械設備並びにその設置工事については分離発注の対象となり、WTO政府調達協定に準じて一般競争入札により選定、発注する範囲からは除外されると理解してよろしいですか。	①業務に必要な機器・設備等の調達は、原則として、WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続に基づき、一般競争入札により行う必要があり、この場合、代表企業、構成員又は協力会社と同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係のある者は入札に参加出来ません。一方、例えばWTO政府調達協定第15条（限定入札）に該当すると認められるものについては、随意契約により調達することが出来ます。 ②ご質問の内容にある事由のみを理由として、警備業務に必要な機器・設備等の全般を随意契約により調達することは、認められません。
2	募集要項	5		6. (1)	本公募のスケジュールでは、募集要項等に関する質問受付は一度に限られておりますが、回答頂いた内容への確認等が必要になる場合も想定されることから、二度目の質面受付の実施をご検討頂けませんでしょうか。	必要に応じて実施します。
3	募集要項 業務要求 水準書 事業契約 書(案)	5 3 15	14 20 2	6(1) 第2編第1 章第2節 第5章第2 9条2	H18.5基本協定の締結（募集要項）から40ヵ月後はH21.9対象施設の完成予定日（事業契約書）であり、設計施工の履行期間は事業契約締結の日から40ヶ月（業務要求水準書）であるため、基本協定の締結から事業契約締結までの期間が不足していると思われませんが、事業契約書におけるH21.9対象施設の完成予定日が最優先されると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
4	募集要項	6	3	7. (1) ①	「③に掲げる業務等を実施する」の等は何を指しているのでしょうか。対象施設の運営・整備に関する業務は行わないが、SPCの経営に参画する企業は応募グループの一員になれますでしょうか。	当事業に必要な業務で、事業者の判断によります。 SPCに必要な業務を何ら行わない者は、応募グループに加われません。
5	募集要項	6	8	7. (1) ①	30年間におよぶ大規模運営主体型PFI事業の業務全体のマネジメントの履行にあたって代表企業が果たす役割は非常に大きいものがあり、短期的な利益追求に陥ることなく、国民に対する低廉かつ良好なサービスを提供するには応募グループの中での最大出資とSPC株式の継続的な直接所有を求めてもよいかと思いがいででしょうか。	原案のとおりとします。
6	募集要項	6	17	7. (1) ③	「以下の業務に関わることを予定している場合には」とありますが、第一次審査資料提出時においては、全ての応募企業、構成員又は協力会社の役割が明確に決定していなくてもよろしいでしょうか。	全ての応募企業、構成員又は協力会社の役割を、決定している範囲で明確にしてください。
7	募集要項	6	24	7. (1) ③	対象施設の維持管理業務について、一次段階で受託または請負う者が未定であった場合で、二次段階で特定する場合はその旨を別途明らかにする必要があるか。またこの場合、⑥に定めるように国と協議の上、変更を認められる事が必要か。	そのとおりです。

8	募集要項	6	28	7. (1)④	応募企業、構成員以外のSPCの株主は施工を実施する事業者になれるのでしょうか？	そのとおりです。
9	募集要項	6	28	7. (1)④	【第一次審査資料（参加表明書）作成にあたって早期に了知する必要のある質問】 施工を実施する事業者の制限事項が記載されておりますが、「対象施設の施工を実施する事業者」が下請け事業者を選択する時の制約条件としては、事業契約書（案）第21条第2項に記載されている「建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項の承諾を与えてはならない」という条件以外にはないのでしょうか。	施行発注については、契約書（案）第9条及び別紙4に従って行うこととなりますが、具体的な発注方法については、事業契約締結後、国とSPCが協議して定めることとします。
10	募集要項	7	17	7. (1)⑤ (イ)	役員とは、「実施方針に対する質問」に対してご回答いただいています①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）、③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選定された管財人、④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役という理解でよろしいでしょうか。例えば、一方の会社の取締役が、他方の会社の監査役を現に兼ねている場合は、人的関係には当たらないという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
11	募集要項	7	17	7. (1)⑤ (イ)	人的関係には、一方の会社の役員または従業員が、他方の会社の役員になるために転籍している場合は該当しないことでよろしいでしょうか。	そのとおりです。転籍により現に兼任していない場合は該当しません。
12	募集要項	7	22	7. (1)⑤ (ウ)	その他事業者の選定の適正さが阻害されると認められる場合や同視しうる資本関係又は人的関係が認められる場合は具体的などのような場合を示すのかご教示下さい。	個別具体的なケースは想定していません。
13	募集要項	7	25	7. (1)⑥	本公募期間において、代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めないとありますが、本公募期間以外では認めるという理解でよろしいでしょうか。本公募期間とは具体的にいつからいつまでの期間を指すのでしょうか。	公募期間以外における代表企業、構成員又は協力会社の変更には国の承諾が必要です。公募期間とは、募集要項P. 1のとおり一次審査資料提出後から事業契約の締結までの期間です。
14	募集要項	7	30	7. (1)⑦	本公募期間において、応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めないとありますが、本公募期間以外では認めるという理解でよろしいでしょうか。例えば、選定事業候補者に漏れた応募企業、構成員又は協力会社が選定事業候補者が設立するSPCに加わることができるのでしょうか。	原則として認めません。
15	募集要項	7	32	7. (1)⑧	本公募期間において、当該応募企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めないとありますが、本公募期間以外では選定事業候補者が設立するSPCに加わることとは認めるという理解でよろしいでしょうか。	原則として認めません。
16	募集要項	7	32	7. (1)⑧	商法上の子会社ではないものの、親会社から役員を派遣している連結対象としている子会社（親会社の役員と当該連結子会社の兼務はない）については、他の応募企業、構成員又は協力会社となってもよいと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
17	募集要項	8	14	7. (2)ウ	応募グループを構成する応募企業、構成員又は協力会社のうち万が一そのうちの1社が指名停止を受けた場合には、当該会社の辞退あるいは同等の役割を担う会社の参画により参加資格要件を満たすことができると理解してよろしいでしょうか。	7 (1) ⑥の規定の範囲で、構成員・協力会社の変更は可能です。

18	募集要項	8	30	設計企業の参加資格要件	外国法人においては、東京航空局「建設コンサルタント業務」一般競争参加資格取得が組織上（国営企業）叶わない場合、応募企業、構成員又は協力会社の中にこの資格を有するものがいれば、その資格会社と設計業務を共同で行う事は可能でしょうか？ 可とされた場合、国としてその適用法令において同等の要件を満たしている確認をされるでしょうか？	共同で行う事は問題ないですが、どちらかの企業が東京航空局「建設コンサルタント業務」一般競争参加資格を有し、かつ、国内外において国際線機能を含む3万㎡以上の航空旅客ターミナルビルの設計に携わった実績は必要です。 ただし、東京航空局「建設コンサルタント業務」一般競争参加資格取得が組織上（国営企業）とれない場合は、その国営企業が、参加資格取得が組織上とれない理由、上記の設計を行った実績、スタッフ表等を提出して頂き、国が実績ありと認めた場合は可能とします。
19	募集要項	10	13	9	質問並びに回答の機会につきましては、今回のみならず2回目の設定を是非お願いしたいと思います。ご検討いただけますでしょうか。	必要に応じて実施します。
20	募集要項	10	14	9.(1)①	8月22日期限の質問書提出機会に加えて、第二次審査資料に関して、別途質問書提出の機会を然るべきタイミングで設定して頂けませんでしょうか。	必要に応じて実施します。
21	募集要項	10	14	質問の受付	公表された回答内容に対し質問が発生した場合、回答公表後の再質問の受付は実施していただけるのでしょうか。	必要に応じて実施します。
22	募集要項	11	1		質問並びに回答につきましては、2回目の設定も必要と思われると思いますが、いかがでしょうか。また、一次審査に係る質問以外につきましても、早めの回答をいただきたく、よろしくお願い致します。	必要に応じて実施します。
23	募集要項	11	1	回答の公表	1次審査にかかわらない質問に関しまして、回答公表日前に速やかにご回答いただくことは可能でしょうか。	必要に応じて回答します。
24	募集要項	11	14	9.(2)②	一次提案にあたり、第二次審査参加者とならなかった応募者の質問につきましても応募にあたっての参考となるものが含まれると想定されるため、提出された質問についてはすべて回答していただくことを確認させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。	回答しない場合もあります。
25	募集要項	12	3	11.(1)	【8月31日までの回答を希望致します】守秘義務誓約書は「第一次審査資料提出後…担当部局まで提出しなければならない」とありますが、第一次審査資料提出時に同時に提出して構わないでしょうか？	同時に提出して構いません。
26	募集要項	13	1	13	【8月31日までの回答を希望致します】第一次審査に於いて、「第二次審査参加者」として選定された者が、(様式10)の「辞退届」を提出し第二次審査参加を辞退した場合、その理由の如何に拘らず、保証金等の徴収、爾後の国交省の入札指名停止等のペナルティは無いと理解しますが、正しいでしょうか？もし前述理解が誤りとする、辞退の場合のペナルティ等は、募集要項等のどこに規定されているのでしょうか？	ペナルティはありません。
27	募集要項	13	3	13	国殿には、第二次審査資料の受付に関して、事前に追加の質問を受け付けていただけるとのことですが、具体的な時期の見通しにつきましてご教示いただけませんか。	必要に応じて実施します。
28	募集要項	15	下11	16.(9)⑥	「提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき」は、応募は無効となるとされておりますが、本条項は、具体的にどのようなケースを想定しているのでしょうか。	様式の追加等、本募集要項で規定している内容以外の追加書類を提出した場合が考えられます。
29	業務要求水準書第1編	3	5	第2章 1.(1)	「また、深夜早期時間帯（23：00～06：00）については、騒音問題等に配慮しつつ、国際旅客便及び国際貨物便を就航させることとしている。」とありますが、深夜早期時間帯に関しては昼間時間帯に適用されるペリメータ規制は適用されないと理解してよろしいでしょうか。	深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。
30	業務要求水準書第1編	3	5	第2章 1.(1)	「また、深夜早期時間帯（23：00～06：00）については、騒音問題等に配慮しつつ、国際旅客便及び国際貨物便を就航させることとしている。」とありますが、騒音問題等に配慮するという前提で、チャーター便及び定期便は航空需要に併せて自由に就航ができると考えてよろしいでしょうか。	深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。

31	業務要求水準書第1編	3	30	第1章2.(1)2)	「公平性」について、「国内外の航空運送事業者、構内業者等が公平な扱いを受け、平等な機会が与えられていること」が要件とあるが、空港自体がこれら業務又は関連する業務を行う事は「公平性」の要件において問題はないか。	質問の趣旨が不明ですが、航空会社がSPCに参加することについては、その場合にも当然公平な扱い等が求められます。
32	業務要求水準書第1編	4	26	第2章2.(3)	一次提案にあたり、国際線旅客ターミナルビルとして必要なサービスの提供を行うために、直営店舗やラウンジの運営にとどまらず、応募者が必要と考える業務については、その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務として、自由に提案することによってよろしいでしょうか。	そのとおりです。
33	業務要求水準書第1編	4	26	第2章2.(3)	提案にあたって「その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務」として設計企業や施工管理企業のコーディネートを伴うコンストラクション・マネジメント業務やファンリティマネジメント業務を追加してもよろしいでしょうか。	NO. 4の回答を参照してください。
34	業務要求水準書第1編	4	30	第1章2.(3)1)	警備業務について、警備業法第4条認可を取得している業者の特定を入札の段階で行う必要はないと考えるが、審査上問題があるか。	第一次審査においては、警備業務について適切に対応できることが期待できる体制となっているかどうかは審査します。
35	業務要求水準書第1編	5	17	第2章3.(1)①	一次提案にあたって「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正法案が国会で可決成立したことに伴い、電気と熱を別々に管理していたものが、新設の国際線旅客ターミナルビルは届出の該当施設にあたり、エネルギー使用の管理が一元化される（熱電一体管理）ことになると理解してよろしいでしょうか。	同法の適用については、応募者の提案内容により異なると想定されるため、応募者の判断とします。
36	業務要求水準書第1編	5	33	第2章3.(1)③	一次提案に先立って、遵守すべき基準である「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」の入手方法をご教示ください。	第一次審査資料提出後に守秘義務対象資料と共にお渡しします。
37	業務要求水準書第1編	5	33	3.(1)③	実施方針に関する質問回答では「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」を募集要項等公表時にお示し戴けることになっておりますが、入手方法を御教示下さい。	第一次審査資料提出後に守秘義務対象資料と共にお渡しします。
38	業務要求水準書第2編	3	12	第1章第2節	基礎数値につきまして、実施方針の質問回答において、年間旅客数700万人については、昼間時間帯の発着回数概ね3万回程度をベースとして、首都圏の航空旅客数の今後の需要予測等を考慮して算定した値であり、具体的な就航路線、発着時間帯、機材等についてはまだ決まっていないとの記述がありましたが、具体的な就航路線、発着時間帯、機材等については、本公募期間中、決まらないという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 したがって、利用者のニーズや社会情勢に応じて施設の変更が柔軟に行えるような提案をしていただく必要があると考えています。
39	業務要求水準書第2編	3	14	年間発着回数・年間旅客数	年間旅客数約700万人、年間発着回数概ね3万回から類推すると、1便当たり230人程度の旅客数となりますが、ロードファクターは何%程度と想定されているのでしょうか。	特に想定しているロードファクターはありません。
40	業務要求水準書第2編	3	17	ピーク時間あたり発着回数	国際線旅客便のピーク1時間あたりの発着回数（出発、到着各6回程度）とは、同一時刻帯の1時間に出発、到着それぞれ6回程度、合計12回程度の発着があると理解してよろしいでしょうか。	昼間時間帯の中で、1時間あたり出発6回の枠を設定する時間帯と到着6回の枠を設定する時間帯がそれぞれあることを意味します。必ずしも、到着と出発のピークが同じ時間帯になることは意味していません。また、航空会社が設定された枠を全て利用しない場合、1時間あたり6便に達しないことがあります。
41	業務要求水準書第2編	3	17	ピーク時間あたり発着回数	国際線旅客便の出発と到着を合わせた発着回数の1時間あたりの最大値、当該1時間帯における出発、到着の便数をご教示ください。	①NO. 40の回答を参照してください。 ②したがって、利用者のニーズや社会情勢に応じて施設の変更が柔軟に行えるような提案をしていただく必要があると考えています。

42	業務要求水準書第2編	3	17	ピーク時間あたり発着回数	出発便が6便程度となるピーク1時間の同一時間帯での到着便数についてご教示ください。	NO. 40の回答を参照してください。
43	業務要求水準書第2編	3	17	ピーク時間あたり発着回数	到着便が6便程度となるピーク1時間の同一時間帯での出発便数についてご教示ください。	NO. 40の回答を参照してください。
44	業務要求水準書第2章運営	5	11	その他国際旅客ターミナルビルの運営に関する業務	提示条件として「免税店等直営店舗やラウンジ等国際線旅客ターミナルビルとして必要なサービスの提供を自ら行うこと。」とありますが、これにつきましては、本年6月10日付質問回答NO. 338にて、「外部委託は可能」とのご回答をいただいています。これに関連し、免税店等直営店舗やラウンジ等（以下「該当施設」といいます。）のサービスを、テナント方式で行おうという場合には、該当施設の運営は「構内営業者に対する施設貸与業務」に包摂されるため、該当施設の運営業者（テナント）は構成員・協力企業である必要は必ずしもない、と考えられます。かかる理解で正しいかどうか、ご教示下さい。（なお、構内営業者に対する施設貸与業務は、直営で行うもしくは担当構成員・協力企業が存在する、という前提です。）	平成17年6月10日付けの実施方針に関する質問に対する回答（NO. 338）は、「その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務」について、常にSPCが自ら直接に行う必要があるわけではなく、事業契約書（案）第40条により構成員又は協力企業に委託又は請け負わせることも可能であるという趣旨です。SPCが単なる施設の賃貸を行う場合は、第40条ではなく第35条の適用場面となります。一方、SPCが施設を賃貸するだけでなく、直営店舗の運営やSPCが行うこととなっている業務の一部を行わせる場合は、第40条により、運営等企業（構成員又は協力企業）に委託又は請け負わせる必要があります。
45	業務要求水準書第2編	5	22	第2編第2章第1節	「一定額以上の物品の調達は・・・」とありますが、WTOによる調達制限額との理解でよろしいでしょうか。	WTO政府調達協定による調達制限額を想定しています。
46	業務要求水準書第2編	6	2	旅客取扱施設使用料の徴収	旅客取扱施設使用料（PSFC）は「航空旅客の共通の利用に供する施設の整備及び運営コストを原価とし、それを下回らない範囲で設定すること」とされており、原価を下回る金額の提案を行なった場合には、業務要求水準書に反することとなり、失格になるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
47	業務要求水準書第2編	9	10	第2編第2章第3節	想定されている航空会社数は何社でしょうか。また、発着便数の増加に伴い、将来的に想定される航空会社数がありましたらご教示願えないでしょうか。	就航する航空会社数は未定です。
48	業務要求水準書第2編	9	14	第2章第3節	旅客取扱施設使用料の徴収につきまして、特定の航空事業者に対し、不当な差別的取扱いをする料金でないこととありますが、特定の航空事業者がSPCに出資し、航空利用者の利便性向上につながるサービスを提供できれば、その事業者に対して有利な取扱いをするということは可能でしょうか。	認められません。
49	業務要求水準書第2編	9	15	第2章第3節	航空運送事業者に対する施設貸与業務につきまして、航空事業者に対しては公平な取扱いを行うよう記載されていますが、特定の航空事業者がSPCに出資し、航空利用者の利便性向上に資する運営業務を担う場合、その事業者に対して有利な取扱いをすることは可能でしょうか。	認められません。
50	業務要求水準書第2編	9	16	第2編第2章第3節	「可能な限り早い段階からIATA、AOCにおける調整を行うこと」とありますが、これは事業契約締結後と理解してよろしいでしょうか。また、2次審査提案前までに利用航空会社は公表されるのでしょうか。	そのとおりです。利用航空会社の公表は予定していません。
51	業務要求水準書第2編	9	16	第2編第2章第3節	「可能な限り早い段階からIATA、AOCにおける調整を行うこと」とありますが、2次審査提案前までにIATA、AOC及び想定される航空運送事業者と施設賃貸料の交渉をしてよいでしょうか。	事業者決定前から開始するかどうかは、事業者の判断と考えます。なお、一般的には、早くとも事業契約締結以降と考えます。

52	業務要求水準書第2編	10	下2	航空運送事業者からの施設賃貸料等の徴収	航空運送事業者から徴収する施設賃貸料等は、必要コストの回収が可能な範囲で適正な水準であることとされており、PSFCとは違って、原価の範囲内で設定することの制約がないので、この要件を充たす限り、自由に設定してよいとの理解でよろしいでしょうか。	PSFCと同様に原価を下回らない範囲内で設定してください。
53	業務要求水準書第2編	12	9	一般	運営業務を自ら適切に実施することとありますが、構成員が一部業務を下請企業を活用し実施することは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
54	業務要求水準書第2編	13	4	第2章第3節	警備業務につきまして、国際的に航空機爆破等のテロ行為の発生が懸念される状況の中、国際空港として求められる高度なセキュリティを確保することとありますが、例えば、同様にテロの対象と懸念される発電所等の警備業務の実績がある場合、類似業務実績になるという認識でよろしいでしょうか。	発電所等の警備業務は第一次審査の類似業務実績として認められませんが、そこでのノウハウを提案に反映させることは可能です。
55	基本協定書(案)	2	24	第5条2-1	代表企業又は構成員以外の株主の議決権保有割合が代表企業又は構成員の議決権保有割合と同等になることは認められるのでしょうか？	代表企業又は構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないようにする必要があります。
56	基本協定書(案)	2	24	5-II-1	間接保有は、本号において「代表者又は構成員」とみなされますか。要すれば、本号の適用においては、直接保有・間接保有を併せて「SPCの全議決権の2分の1を超える議決権が保有」されていれば足りるでしょうか。	同項に関する脚注2を参照してください。
57	基本協定書(案)	2	26	第5条第2項-1	募集要項には、代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めないとありますが、基本協定書(案)で定義されるSPCの代表企業又は構成員以外の株主となることについては特に制限はないという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
58	基本協定書(案)	2	29	第5条2-2	「株主は事業期間が終了するまでSPCに対する株式を保有するものとし、…」とありますが、代表企業又は構成員以外のSPC株主の株式譲渡、担保権の設定等に関しては自由、少なくとも代表企業又は構成員の譲渡、担保権の設定等より緩やかな条件で認められるべきでは無いでしょうか？	原案のとおりとします。
59	基本協定書(案)	2	29	5-II-2	SPCが事業契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、SPCの株主が保有するSPCの株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保を設定する場合、国の承諾はなされるとの理解で宜しいでしょうか。仮に承諾が得られない場合は、どのような場合ですか。	正当な必要性があり、事業の安定かつ継続した実施が確保される場合は、国は承諾を行います。
60	基本協定書(案)	2	32	5.2-1	脚注2にある、「代表企業又は構成員が基本協定締結後設立される会社等をして間接的にSPCの株式を保有することも認める」とは具体的にどういうことを想定されていますでしょうか。	例えば、代表企業によるSPCの株式を保有することを目的とした会社等の設立を想定しています。
61	基本協定書(案)	2	32	脚注2	「国が認めた場合には、…会社等をして間接的にSPCの株式を保有すること」も可能とありますが、代表企業又は構成員はこの会社等の株式の譲渡、担保権の設定等に関しても、国の事前の書面による承諾が必要でしょうか？	必要です。
62	基本協定書(案)	2	32	欄外	「基本協定締結後設立される会社等をして間接的にSPCの株式を保有する」場合につきまして、代表企業又は構成員が設立した子会社がSPCの株式を直接保有する形態は認められるのでしょうか。 また、この他に国が想定されている保有形態がありましたら、ご教示ください。	認められます。この他に特に想定している保有形態はありません。
63	基本協定書(案)	2	32	欄外	「基本協定締結後設立される会社等をして間接的にSPCの株式を保有する」との規定において「代表企業又は構成員が設立した子会社」が認められる場合の出資額に関する制約条件がありましたら、ご教示ください。	商法上の子会社である必要があります。

64	基本協定書(案)	2	33	第5条第2項-2	代表企業又は構成員による間接保有による提案は資金調達上の工夫として評価されるのではなく、直接保有ができない場合に例外的に国殿が認めた場合に認められるとの解釈でよろしいでしょうか。	提案内容によっては資金調達上の工夫として評価することがあります。
65	基本協定書(案)	2	33	第5条第2項-2	代表企業又は構成員がSPCの経営・運営上の安定性を確保する上で2分の1を超える議決権株式について直接的に保有することが不可欠と考えますが、匿名組合出資等の方法によって、間接保有を認めると事業安定性がかりでなく、事業者選定にあたって不可分であるべきSPCの経営・運営責任とSPCへの出資が形骸化する懸念がありますがいかがでしょうか。	原案のとおりとします。
66	基本協定書(案)	2	33	欄外	「なお、代表企業又は構成員による間接保有を予定している応募者は、その旨提案書に明記してください。」と記載されておりますが、代表企業又は構成員による間接保有を当初想定していなかったが、事業期間中に設立した子会社に株式を移転する必要が生じた場合、国との協議に基づいて、変更することが可能でしょうか。	協議の上、変更が可能となる場合があります。
67	基本協定書(案)	3	1	第5条第2項2号(SPCの株主)	国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないとありますが、正当な事由なく承諾が拒まれることはないとの理解でよろしいでしょうか。	正当な必要性があり、事業の安定かつ継続した実施が確保される場合は、国は承諾を行います。
68	基本協定書(案)	3	6	第5条第2項第四号	【第一次審査資料(参加表明書)作成にあたって早期に了知する必要がある質問】 本号の記載につきましては、SPCの資本金を増資する場合、SPC出資者全員の出資比率維持を意図されているのでしょうか。それとも、第5条第2項第一号を担保すれば、出資比率の変更を伴う増資が許されることを意図されているのでしょうか。(P. 8の別紙2項番4も同様)	国の承諾がある場合は認めます(この旨、事業契約書(案)を修正する予定です。)。なお、必ずしも厳密な出資者全員の出資比率維持を必要としない場合があります。
69	基本協定書(案)	3	10	第5条2項	本件事業の実施のための資金調達にあたり、SPCの株式の上に融資金金融機関のために担保設定する場合、かかる担保設定についての承諾は留保されないと理解してよいでしょうか。また、SPCの株式の保有は間接保有でもよいと解釈してよいでしょうか。	前段については、NO. 59の回答を参照して下さい。後段については、基本協定書(案)第5条第2項第1号の脚注を参照して下さい。
70	基本協定書(案)	3	10	第5条2項5号	出資者誓約書に加えて株主間契約を提出する必要があるのはなぜでしょうか。出資者誓約書に必要な条項を盛り込めば、株主間契約の提出は不要ではないでしょうか。	提案書、誓約書等の内容が株主間においても担保されているかどうかを確認するためです。
71	基本協定書(案)	3	10	5-II-5	株主間契約は、国の承諾を得ることなく株主間にて随時変更が可能との理解で宜しいでしょうか。	変更は可能ですが、変更内容が提案書、誓約書等の内容を満たしているか確認するため、変更後の株主間契約の写しを国に提出して下さい。満たしていない場合、満たすように変更する必要があります。
72	基本協定書(案)	3	10	5-II-5	新株主との間で締結される株主間契約は、旧株主間契約と内容を異にすることは可能ですか。	株主間契約は全ての株主を当事者として結ばれる単一の契約です。なお、新旧の株主間契約で内容を変更することは可能ですが、契約の内容が提案書、誓約書等の内容を満たしているか確認するため、新しい株主間契約の写しを国に提出して下さい。満たしていない場合、満たすように変更する必要があります。
73	基本協定書(案)	4	17	第8条	「選定事業者はSPCをして～」とありますが、この表現はSPCの債務を選定事業者が保証するようにも理解でき、実質的にSPCではなく選定事業者が事業契約上の債務も負うことになってしまいます。例えば「選定事業者はSPCをして●●するよう善処する」等の表現に変えて戴けませんでしょうか?	原案のとおりとします。

74	基本協定書(案)	4	19	第8条	SPCを設立する本来の目的は、本件事業について株主の責任を有限とするためのものですが、現条文では株主の責任が無限となるため、1項および2項について、それぞれ次のとおり修正をご検討願います。1項:「～請け負わせるよう最大限努力するものとする。」2項:「～履行させるよう最大限努力しなければならない。」	原案のとおりとします。
75	基本協定書(案)	4	20	第8条2項	本項は、仮にSPCによる事業が成功裡に終わらない場合であっても、選定事業候補者が国に対して直接責任を負うものではないと理解してよろしいでしょうか。	本項は選定事業候補者として、SPCをして誠実に履行させる義務を課しているものであり、同項に違反した場合は責任を負うことがあります。
76	基本協定書(案)	4	20	8-II	本項は、受託者等が委任契約又は請負契約に関し債務不履行を起こした場合、選定事業候補者が受託者等が負担する債務につき連帯責任を負担するとの趣旨ですか。	本項は選定事業候補者として、SPCをして誠実に履行させる義務を課しているものであり、同項に違反した場合は責任を負うことがあります。
77	基本協定書(案)	4	24	8-III	脱退した構成員は、脱退により基本協定書及び事業契約上の義務及び債務から免責的に離脱するとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
78	基本協定書(案)	4	32	第10条	「裁判所」を「裁判所その他公的機関」としていただきたくないでしょうか。	原案のとおりとします。
79	基本協定書(案)	4	32	10	本条の秘密保持義務は、事業契約終了と同時に終了しますか。	第11条なお書きを参照してください。
80	基本協定書(案)	5	1	第10条	SPCへの秘密開示は認められると考えられますので、「～ただし、SPCに開示する場合、裁判所により開示が命じられた場合、～」に修正をご検討願います。	原案のとおりとします。
81	基本協定書(案)	9	4	別紙2・6項	選定事業候補者間の株式譲渡については、国の事前の書面による承諾は不要としていただけませんか。	認めません。
82	事業契約書(案)	8	27	調達の方法	構成員、協力会社、または委託を受けた外部企業が、担当業務を遂行する為に機器・装置を持ち込む場合でも、WTO政府調達協定に準拠した調達を行う必要があるのでしょうか。	①NO. 1の回答①を参照してください。 ②質問の内容にある「機器・装置」の内容、「持込む」の態様等が不明確ですが、上記①に従い判断することになります。
83	事業契約書(案)	8	27	第9条	WTO政府調達協定に則って調達を行うこととありますが、調達の方法として、性能発注、仕様発注のどちらも認められるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
84	事業契約書(案)	8	28	第9条	別紙4記載の調達方法は、第21条に規定された施工企業の選定に関して適用されるのみであり、14条2項、19条2項、40条2項、3項とは矛盾しないという理解でよろしいでしょうか。(施工企業の選定以外については、構成員、協力会社以外の出資企業からの調達も、事業契約別紙4第5項による規制の対象外であると考えてよろしいでしょうか。)	矛盾しません。別紙4記載の調達方法は、施工企業の選定だけでなく全ての物品等の調達に適用されます。また、定められた手続に従って構成員、協力会社以外の出資企業から調達することも問題ありません。
85	事業契約書(案)	9	24	対象施設の設計	SPCが設計を委託する設計企業が複数の場合、SPC外部企業、構成員、協力会社が分担する事も可能と理解して良いでしょうか。	質問の趣旨が理解出来ませんが、SPCが設計を委託した設計事務所が設計を行うこととします。
86	事業契約書(案)	9	24	第14条	事業者は、設計業務を設計企業に委託し又は請け負わせなければならないとありますが、この記述は、SPC自体が設計業務を行うことは認められないという理解でよろしいでしょうか。	設立されるSPCは、設計の実績、建築士法上の資格がないので自ら設計を行うことは不可能と考えます。
87	事業契約書(案)	9	24	第14条	SPCに出資する応募企業または構成員によって構成される事業者と設計業務を担う設計企業との間の関係は委託又は請負契約にもとづく発注者と受注者の関係として位置付けられると理解してよろしいでしょうか。	設計業務は、SPCから設計企業への委託又は請負により行うものとします。
88	事業契約書(案)	9	29	第19条	事業者は、施工監理業務を施工監理企業に委託し又は請け負わせなければならないとありますが、この記述は、SPC自体が施工監理業務を行うことは認められないという理解でよろしいでしょうか。	設立されるSPCは、施工監理の実績、建築士法上の資格がないので自ら施工監理を行うことは不可能と考えます。

89	事業契約書(案)	15	11	第31条(違約金の預託)	この条項は、事業全体にかかわるものと思われるが、対象施設の建設の章(第5章)にあることは、特段の意味はないと解釈してよろしいでしょうか。	対象施設の完成日までに担保すべき措置であることから、この位置に規定したものです。
90	事業契約書(案)	17	22	第40条	第40条第1項記載の業務に関し、同条第4項には「事業者または運営等企業が使用する一切の第三者の攻めに帰すべき事由は、すべて事業者の帰すべき事由とみなして、…」との記載がありますが、この第4項の条件を満たし、業務に関するSPCの直接の契約の相手方(=責任者)はあくまで事業者または運営等企業で変更はない、という前提であれば、事業者または運営等企業が下請契約等を結んで第三者を使用して第40条第1項記載の業務の一部等を行わせることには、特段制限はない、という理解で宜しいでしょうか？ また、上記の点につき、運営業務・維持管理業務以外についてはいかがでしょうか？	①第40条第4項の規定は、運営等企業が第三者を使用してSPCの運営業務及び維持管理業務を行う場合の責任関係を規定したものです。 ②設計業務及び施工監理業務についても同様です。
91	事業契約書(案)	17	33	40-II	運営企業が運営業務を再委託する場合、国の事前の書面による承諾は必要ですか。	不要です。
92	事業契約書(案)	18	2	40-III	維持管理企業が維持管理業務を再委託する場合、国の事前の書面による承諾が必要ですか。	不要です。
93	事業契約書(案)	23	21	第60条3項(1)-(3)号	SPCがプロジェクトファイナンス等の方式で資金調達する際に必要となる契約の地位譲渡予約、債権譲渡等の担保権設定については、事前に承諾して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	正当な必要性があり、事業の安定かつ継続した実施が確保される場合は、国は承諾を行います。
94	事業契約書(案)	39	1	別紙4	【第一次審査資料(参加表明書)作成にあたって早期に了知する必要がある質問】 本規定におきまして、調達単位に関する制限が規定されておりますが、WTO政府調達協定に従って調達すべき範囲と構成員及び協力会社が行う業務範囲が不明確に思われます。8月8日の募集要項説明会の質疑応答によりますと、情報システム及び通信回線のうち、原則としてハードウェアについてはWTO手続きに基づいて調達するスキームとするが、ソフトウェアについては要求水準を上回ることとコスト削減のバランスを考慮したうえで、事業者がより良い実現方法を提案することを阻害するものではないことを意図されているのでしょうか。	①NO. 1の回答①を参照してください。 ②一定額以上のソフトウェアについても一般に調達可能なものは、WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続きに基づき、一般競争入札により調達する必要があります。
95	事業契約書(案)	39	2	調達の方法	「政府調達に関する協定」第15条の限定入札(b)特定供給者によってのみ供給されることが可能な商品につきまして、何を持って技術的な競争が存在しないと判断しあるいは証明すれば良いのかご教示願います。	個別の調達に応じて厳格に判断する必要があります。
96	事業契約書(案)別紙4	39	16	1	WTO政府調達協定の「基準額」並びに「邦貨換算額」について、本手続の適用を回避する意図はなく基準額未滿と想定し調達を行ったものの実際には基準額を超えてしまった場合、調達手続きをやり直さなければならないのでしょうか。	意図の有無に関わらず、基準額を超える可能性がある場合は、WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続きに基づき、一般競争入札により調達することとします。

97	事業契約書(案)	39	20	記2	「事業者は、国と協議のうえ、建設工事について工区又は種類(建築工事、設備工事等)を分割して調達することができるが・・・」とあることから、建築工事および設備工事等を一括して本件施設を施工する企業へ発注することは可能と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
98	事業契約書(案)	39	28-29	記5.	維持管理業務及び運営業務を委託または請け負わせる場合においては、その委託または請け負い契約に、当該業務の遂行に付随して必要な機器・材料等の納入・更新もあわせ、契約範囲とする必要がある場合が多くあります。この場合に、かかる機器の納入・更新については『維持管理業務または運営業務』の一部であり、第40条第2項が適用され別紙4は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。このように解しないと、提案の前提として想定する当該業務に必要な機器の仕様・価格等が決定できないため運営業務の提案そのものに支障が生じることが予想されます。	①NO. 1の回答①を参照してください。 ②質問の内容にある「付随して必要な機器・材料等」の内容、「納入・更新」の態様等が不明確ですが、上記①に従い判断することになります。 ③なお、上記①に従った場合、質問の内容にある「提案に支障が生じること」は基本的にないと認識しています。
99	事業者選定基準	3	10	第4(2)	事業者選定の事務局とは、国殿という理解でよろしいのでしょうか。それとも、国が置いたアドバイザーということになるのでしょうか。	国です。
100	事業者選定基準	3	11	第4(2)	応募者に対してヒアリングを実施される場合にはいつ頃を予定されていますか。さらに事業者選定委員会が事業提案を確認するため、応募者である応募企業、構成企業、協力会社のすべてがヒアリングの対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	未定です。
101	事業者選定基準	3	13	第4第一次審査(2)(ア)	事業者選定委員会において作成された得点案は公表されるのでしょうか。	必要に応じ、公表することを検討します。
102	事業者選定基準	4	1	第4(4)	第一次審査は、応募者が募集要項に示す参加資格要件を満たしているかを、1. 事業全体方針、2. 事業実施体制、3. 類似業務実績の3点を通じて、100点満点で審査するものでありますが、合格最低点は想定されているのでしょうか。また、3審査基準個々の合格最低点のようなものを想定されているのでしょうか。	評価の方法に関わるため、回答しません。
103	事業者選定基準	4	6	SPCの経営体制	「円滑な意思決定」が可能か否かがポイントとなっておりますが、具体的にどのような基準で判断するのでしょうか。例えば、構成員の数が少ないほど、あるいは、少数(又は単独)の大株主が存在するほど、円滑な意思決定が可能と判断されるのでしょうか。同様に「責任体制」についても、どのような基準で判断するのでしょうか。	選定基準書に示したものの以外の評価ポイントは公表しません。
104	事業者選定基準	4	14	第4(4)2.	評価のポイントの中には、出資者の構成とありますが、応募企業、構成企業等の出資者の出資比率が提案に記述されていることが望ましいとの理解でよろしいでしょうか。	選定基準書に示したものの以外の評価ポイントは公表しません。
105	事業者選定基準	4	25	国際線旅客ターミナルビル等運営実績	外国法人においては、日本国以外の国際線旅客ターミナルビル等運営実績を評価対象として頂くと了解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
106	事業者選定基準	4	26	類似業務実績	「延床面積3万m2以上の駅ビル等の公益性のある施設の運営に携った実績」に地域冷暖房センターも含まれると理解して良いでしょうか。	集客性のある公益施設を想定していますので、含まれません。
107	事業者選定基準	4	27	第4(4)3.	公益性のある施設とは、遵守すべき法令である都市計画法の第29条第一項第三号、同施行令第21条で定める公益上必要な建築物(飛行場、駅舎、社会福祉施設、医療施設、学校、公民館、変電所他)を指すことでよろしいでしょうか。	集客性のある公益施設を想定しています。

108	事業者選 定基準	4	31	国際線ター ミナルビル 設計実績	外国法人においては、東京航空局「建設コンサルタント業務」一般競争参加資格取得が組織上（国営企業）叶わない場合、応募企業、構成員又は協力会社の中にこの資格を有するものがあるものの、その資格会社に国際線旅客ターミナルビル設計実績が無くとも、当外国法人の持つ国際線旅客ターミナルビル設計実績を評価対象として頂くと了解してよろしいでしょうか？	設計実績を評価対象とすることに問題ないですが、企業体の中に、東京航空局「建設コンサルタント業務」一般競争参加資格を有し、かつ、国内外において国際線機能を含む3万㎡以上の航空旅客ターミナルビルの設計に携わった実績は必要です。 ただし、東京航空局「建設コンサルタント業務」一般競争参加資格取得が組織上（国営企業）とれない場合は、その国営企業が、参加資格取得が組織上とれない理由、上記の設計を行った実績、スタッフ表等を提出して頂き、国が実績ありと認めた場合は可能とします。
109	事業者選 定基準	4	35	国際線ター ミナルビル 施工監理実 績	外国法人においては、東京航空局「建設コンサルタント業務」一般競争参加資格取得が組織上（国営企業）叶わない場合、応募企業、構成員又は協力会社の中にこの資格を有するものがあるものの、その資格会社に国際線旅客ターミナルビル施工監理実績が無くとも、当外国法人の持つ国際線旅客ターミナルビル施工監理実績を評価対象として頂くと了解してよろしいでしょうか？	施工監理実績を評価対象とすることに問題ないですが、企業体の中に、東京航空局「建設コンサルタント業務」一般競争参加資格を有し、かつ、国内外において国際線機能を含む3万㎡以上の航空旅客ターミナルビルの施工監理に携わった実績は必要です。 ただし、東京航空局「建設コンサルタント業務」一般競争参加資格取得が組織上（国営企業）とれない場合は、その国営企業が、参加資格取得が組織上とれない理由、上記の施工監理を行った実績、スタッフ表等を提出して頂き、国が実績ありと認めた場合は可能とします。
110	事業者選 定基準	4	39	プロジェクト マネジメント 実績	外国法人においては、日本国以外での初期投資200億円以上のプロジェクトマネジメント実績を評価対象として頂くと了解してよろしいでしょうか？	そのとおりです。
111	事業者選 定基準	4	39	第4（4） 3.	プロジェクトマネジメント実績は設計企業、施工管理企業のみならず、運営企業、維持管理企業の実績を含めることでよろしいでしょうか。	プロジェクトマネジメントを担当する企業について実績を評価します。
112	事業者選 定基準	4	39	第4（4） 3.	プロジェクトマネジメント実績としては、発電所、ダム、港湾等の発注者側のマネジメント実績で構いませんか。	そのとおりです。
113	提出書類 の記載要 領及び様 式集	1	9	第1 3. (3) イ	第一次審査時の提出資料に関して、印鑑証明書や商業登記簿謄本、納税証明書等は記載されていないが、不要と考えてよいのか。	そのとおりです。
114	提出書類 の記載要 領及び様 式集	1		(3)イ第一次 審査書類	第一次審査書類において、代表企業、構成員、協力企業等の企業名の記載に関して制限は無いとの判断でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
115	提案書類 の記載要 領及び様 式集	1		(3) 表中の 事業全体方 針	記述する内容として「業務全体計画」があがっていますが、これは、①ターミナルビルの設計・施工監理・運営等に関し、それぞれ誰が担当し、どんな考え方で業務遂行するかといった事業の中身についての概要（様式A-3の概要版に近いもの）を記載するのでしょうか。あるいは、②応募グループ以外の企業等のサポートも含めた業務執行の体制についての概要（様式A-2の概要版に近いもの）を記載するのでしょうか。あるいは、③①②とも異なること、を記載するのでしょうか。（③の場合は記載すべき具体的内容をご教示下さい。）	基本的に①を想定していますが、応募者の判断とします。
116	提出書類 の記載要 領及び様 式集	2	8	第1（3）	「経営陣の構成」は具体的氏名ではなく役割という理解でよろしいでしょうか。	応募者の判断とします。

117	提出書類の記載要領及び様式集	2	26		国際線旅客ターミナルビル等運営実績、設計実績、施工監理実績、プロジェクトマネジメント実績の当該実績を証する書類については、当該実績を証することができれば、提出する書類については応募者側にお任せいただいていることでよろしいでしょうか。	運営実績については、施設の設置承認書及び構内営業許可書、設計・施工監理・プロジェクトマネジメントについては、発注元の証明又は請負時の仕様書及び契約書の写し等、確実に証明出来る書類とします。
118	提出書類の記載要領及び様式集	2	26	第1.3(3)	当該実績を証する書類とは、具体的にはどんな書類でしょうか。	施設の設置承認書及び構内営業許可書等、確実に証明出来る書類とします。
119	提出書類の記載要領及び様式集	2	31	第1.3(3)	当該実績を証する書類とは、具体的にはどんな書類でしょうか。	発注元の証明又は請負時の仕様書及び契約書の写し等、確実に証明出来る書類とします。
120	提出書類の記載要領及び様式集	2	36	第1.3(3)	当該実績を証する書類とは、具体的にはどんな書類でしょうか。	発注元の証明又は請負時の仕様書及び契約書の写し等、確実に証明出来る書類とします。
121	提出書類の記載要領及び様式集	2	40	第1.3(3)	当該実績を証する書類とは、具体的にはどんな書類でしょうか。	発注元の証明又は請負時の仕様書及び契約書の写し等、確実に証明出来る書類とします。
122	提案書類の記載要領及び様式集	2		(3) 表中のSPCの経営体制	「経営陣の構成、議決権の構成、株主構成」については、「評価の主なポイント」で問われている点を意識しつつ、第一次提案の時点で決定している事項、あるいは考え方を記載すれば良いでしょうか。（例えば、株主構成について、その考え方が記述されていれば、一部株主未定、各社の出資比率未定等があってもよいのでしょうか。）	審査基準に示した評価の主なポイントを踏まえた応募者の判断とします。
123	提案書類の記載要領及び様式集	2		(3) 表中の国際線旅客ターミナルビル等運営実績	当該実績を証する書類とは具体的にどのような書類を想定されていますでしょうか。	施設の設置承認書及び構内営業許可書等、確実に証明出来る書類とします。
124	提案書類の記載要領及び様式集	2		(3) 表中の国際線旅客ターミナルビル等設計実績	当該実績を証する書類とは具体的にどのような書類を想定されていますでしょうか。	発注元の証明又は請負時の仕様書及び契約書の写し等、確実に証明出来る書類とします。
125	提案書類の記載要領及び様式集	2		(3) 表中の国際線旅客ターミナルビル等施工監理実績	当該実績を証する書類とは具体的にどのような書類を想定されていますでしょうか。	発注元の証明又は請負時の仕様書及び契約書の写し等、確実に証明出来る書類とします。
126	提案書類の記載要領及び様式集	2		(3) 表中の国際線旅客ターミナルビル等プロジェクトマネジメント実績	当該実績を証する書類とは具体的にどのような書類を想定されていますでしょうか。	発注元の証明又は請負時の仕様書及び契約書の写し等、確実に証明出来る書類とします。

127	提出書類の記載要領及び様式集	13	42	第2.2	本項では、正本となる「第二次審査書類提出書」以外は、特に指定のある場合を除き企業名等を記載しないことになっておりますが、第一次審査資料に関しても同様の扱いが必要でしょうか？	第一次審査書類においては、企業名の記載についての制限はありません。
128	提出書類の記載要領及び様式集	13	下3	企業名の記載	「代表企業、構成企業及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと」とされておりますが、提案書の作成に当たって、アドバイザー等を活用した場合においても、これらの企業名を記載することは認められないということでしょうか。説明会では、金融機関の企業名も記載しないこととの説明がありました。	認められません。
129	提出書類の記載要領及び様式集	15	3	第27エ	「各様式はMicrosoft Word又はMicrosoft Excelを使用して作成し、」とありますが、膨大な提案書の作成のため、両ソフトのみで対応できない場合には、Adobe Pagemaker等の他のソフトを使用して作成し、提出させていただくことは可能でしょうか。	認められません。
130	提出書類の記載要領及び様式集	-	10	様式4	構成員及び協力会社の「本事業における役割」はたとえば①プロジェクトマネジメント、②フィナンシャルアレンジメント等でも可能でしょうか、ご教示下さい。	NO. 4の回答を参照してください。
131	提案書類の記載要領及び様式集	様式4			代表企業、構成員及び協力会社並びに役割分担表の中で、「本事業における役割を選択し、その内容を簡潔に記載してください。・・・」とのご指示がございますが、（設計・施工監理・運営・維持管理 等）の「等」とは何を指すのでしょうか。	NO. 4の回答を参照してください。
132	提案書類の記載要領及び様式集	様式4			代表企業、構成員及び協力会社並びに役割分担表の中で、「本事業における役割を選択し、その内容を簡潔に記載してください。・・・」とのご指示がございますが、第一次提案で当該箇所に記述した「役割及びその内容」について、軽微なものであれば、第二次提案時点で「役割及びその内容」を変更しても構いませんか。	変更は可能です。ただし、第一次審査の評価に影響するような変更は認められません。
133	提案書類の記載要領及び様式集	様式A-3			事業実施体制や事業スキームについて、第一次提案時点で示した業務体制の第二次提案においての変更は可能でしょうか。（代表企業、構成員及び協力会社の役割に本質的な変更がない限りはご了解いただけるのではないかと考えております。）	変更は可能です。ただし、第一次審査の評価に影響するような変更は認められません。